社会保険労務士からの三方一両得だより

令和6年8月7日 臨時配信号

最低賃金が 1004 円になります

今年の10月に改定される栃木県の最低賃金が1,004円になる見込みです。先日、全国で50円引き上げの方針が発表されて、報道でご存知の方も多いと思います。8月5日に栃木県の審議会が開催され、50円引き上げて1,004円とすることがほぼ決定しました。正式には8月下旬に最終決定となりますが、もしも修正があっても1円か2円程度のことです。

率にして 5.2%と過去最大の大幅上昇となります。これだけ上昇しますと、アルバイトやパートタイマーのスタッフが多い会社には、影響が大きいと思います。基本給が低い正社員についても、最低賃金をクリアしているかのチェックが必要です。

賃金上昇分には全く追いつきませんが、少しだけ会社の負担を抑える助成金があります。 【キャリアアップ助成金賃金規定等改定コース】

正社員以外の時給をアップした場合に以下の額が支給されます。

引き上げ率	1人あたり助成金金額
3%以上 5%未満	50,000 円
5%以上	65,000 円

生産性向上のための設備投資をした場合に、助成が受けられる助成金もあります。

【業務改善助成金】

かかった費用の3/4、昇給する人数や金額によって支給額の上限は変動します。

どちらの助成金も細かい条件が様々あります。なお、事前に計画書を労働局に提出しなければいけません。また、新しい最低賃金が適用される10月1日よりも前に取り組んでいることが求められますので、早めに準備することが必要です。

貴社がこれらの助成金を利用できるか、あるいは支給される助成金額など詳細については、 当事務所または顧問社労士にご確認ください。

アグリ労務管理事務所発行責任者山川荘二 (代表 特定社会保険労務士)〒321-0923栃木県宇都宮市下栗町 2916-9エイムビル 304TEL 028-616-8814FAX 050-3488-2729E-mailyamakawa@sr-aguri.comURLhttp://sr-aguri.com